

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で85号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成24年元旦

田中角栄

昭和49年7月、生の田中角栄を見た。大阪の駅前で街宣車の上から演説していた。凄まじい迫力で、全身にエネルギーが満ち溢れていた。その日から田中角栄がさらに好きになり、角栄本を読み漁った。2年後、ロッキード事件が浮上し、昭和51年7月27日逮捕された。伊豆半島旅行中のバスのラジオでこのニュースを知り、身体中から力が抜ける思いがした。その後、復権する事無く、平成5年12月16日死去した。75歳だった。金脈問題等の問題はあったが、日中国交回復等国家への功績が大きい政治家だった。第二の田中角栄の出現を期待している人は多いと思う。



(竹内)

修正23年度税制改正法と復興財源確保法の成立

新聞報道等でもありましたとおり、11月30日、修正23年度税制改正法と復興財源確保法が可決・成立しました。その概略をまとめてみました。

☆修正23年度税制改正法について☆

当初予定されていた所得税や相続税の改正は見送られ、法人税減税を中心とした以下のような項目が改正されました。

- 法人実効税率の5%引き下げ
基本税率：30%→25.5%へ 中小法人の軽減税率：18%→15%へ
(平成24年4月1日以後開始事業年度から)
- 法人税の課税ベースの拡充
減価償却制度の見直し(定率法償却率の引き下げなど)
繰越欠損金の控除限度制度の創設(中小法人以外)など
- 更正の請求期間の延長(1年→5年へ)
- 個人住民税における退職所得の10%控除制度の廃止(平成25年1月1日以後分より)

☆復興財源確保法について☆

東日本大震災の復興財源として、所得税・法人税を中心に、以下のような増税が決まりました。

- 復興特別法人税について
上記で引き下げられた税率で計算した法人税額の10%を上乗せ課税する。したがって、単純計算だと、税率25.5%に2.5%が上乗せされ、税率28%になります。
(平成24年4月1日以後開始事業年度から3年間)
- 復興特別所得税について
所得税額の2.1%が上乗せされます。(平成25年1月から25年間)
- 個人住民税均等割について
個人住民税の均等割を年1,000円引き上げる。(平成26年6月から10年間)

なお、23年度改正で見送られた所得税等に関する改正は、平成24年度税制改正大綱に盛り込まれました。詳しくはさくら通信3月号にてご紹介する予定です。

(大寺)

辰年は勇猛果敢に四方に気を配る年

辰は龍である。中国で作られた「えと」に龍が選ばれた。龍は架空の動物と云う人もいるが、海にいる「タツのオトシゴ」、南方の海や川にいる「鰐」などの姿から作られたものと云う人もいる。辰は、四方を「睨み据える」よう（管理）に、社寺の大屋根の頂上で、「天魔を防ぐ役」として鎮座し、守り神のようである。また、棟瓦の水板に玉を追いかける勇姿（目標）が刻まれている。さらに、天井画として、日本の有名社寺に、一流の画家が筆を揮っている。

私達は辰年にあたり、変転極まりなく推移する世代を進む、関与先企業に眼を配り、経営管理のあり方を企業と共に模索し、繁栄へのお手伝いをしたいと願っている。

中小企業診断士
社会保険労務士 木村 義次

平成24年4月1日から

医療費(高額療養費)の窓口負担の軽減が外来においても適用されます。

これまでは、原則入院に限って医療費（高額療養費）が一定の金額（自己負担限度額）を超えたときは、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱いができていましたが、来年度から外来においても適用できるようになります。

(徳永)



1月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事＞（労働基準監督署）
- 31日 労働者死傷病報告書の提出く休業4日未満10月～12月分＞（労働基準監督署）

健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）

- 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 労働保険料の納付く延納第3期分＞（郵便局または銀行）
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給者（誕生月を迎える者）現況届
- 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届



1月の税務

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2)提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- 2 支払調書の提出 提出期限…1月31日
- 3 源泉徴収票の交付
 - (1)交付期限…1月31日
 - (2)交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- 4 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- 5 個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）
 - 納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- 6 23年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付）
- 7 23年11月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 - 申告期限…1月31日
- 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税＞ 申告期限…1月31日
- 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税＞ 申告期限…1月31日
- 10 5月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分） 申告期限…1月31日
- 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税＞ 申告期限…1月31日
- 12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）く消費税・地方消費税＞ 申告期限…1月31日
- 13 給与支払報告書の提出
 - (1)提出期限…1月31日
 - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

会計制度

過年度遡及修正会計基準

会計方針の変更を行った場合や、財務諸表の表示方法を変更した場合には、IFRS(国際財務報告基準)や米国会計基準ではすでに、過去の財務諸表を新たに採用した方法で遡及処理することが求められており、会計方針の変更、会計上の見積りの変更および誤謬の訂正を行う場合の取扱いが定められています。

日本の会計基準では、財務諸表の遡及処理は行われていませんでしたが、IFRS との差異を小さくしていく方向で検討が重ねられた結果、平成21年12月4日に「会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)と同適用指針(企業会計基準適用指針第24号)が公表されました。

この結果、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、あたかも新たな会計方針や表示方法等を過去の財務諸表にさかのぼって適用していたかのように会計処理または表示の変更等を行うこととなりました(平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用)。

詳しくは、来月号からお伝えします。

(渡邊)

医療係

社員総会の開催と議決

- ① 社員総会
総社員の過半数が出席しなければ開催できません(定款で別段の定めがある場合を除く)。
- ② 議長の選任
社員総会において社員の中から選任することとなっています。
- ③ 議決権
出資の有無に関係なく各々1個です。
- ④ 議決
議長は、社員であっても議決に加わる事が出来ず、その他の出席社員の過半数で議決します。但し、可否同数のときは、議長の決するところにより議決します。
利害関係を有する社員は、その議決に関して議決権を行使出来ませんが、出席することは妨げられません。

下線部分が、平成19年の医療法改正において変更されました。(田中)

資産税係

相続税の調査について

国税庁はこのほど(H23.12.1)、平成22事務年度における相続税の調査事績を公表しました。実地調査の対象とした1万3,668件のうち、8割超の1万1,276件で申告漏れが把握され、申告漏れ課税価格は3,994億円に上りました。

不正事例としては、海外の預金に関する書類をすべて廃棄して6,800万円を申告から除外し、重加算税を含めて1,100万円が追徴されたケースが報告されています。また、被相続人が遺言書で家族名義財産の除外を指示し、家族がそれに従って、3億1,100万円を除外し、重加算税を含めて1億8,000万円が追徴されたケースなどが報告されています。

相続人が故意に相続財産を隠ぺいしたり、偽造したり、存在を知っているのに申告していなかったり、というような場合には、重加算税というペナルティーが科されます。重加算税は納税額になんと35%も上乗せされます。また、延滞税も課されます。また、被相続人の配偶者には一定の金額まで相続税がかからないようになっていますが、もしも配偶者が、隠蔽又は仮装していたことがわかった場合には、その隠蔽又は仮装した事実に基づく金額については、この特例の適用がありません。(坂田)

建設係

平成24年度一般競争入札(指名競争入札)の受付について

徳島県は、平成24年1月16日から24日までに県内外の建設業者(追加受付)と測量・建設コンサルタント等業務(本受付)の一般競争入札参加資格審査申請の受付を開始します。

但し、建設業者に関しては、平成23年度中に平成23・24年度の入札参加資格を取得している場合は、再申請は不要となっています。

「県内建設業者」

☆資格有効期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

☆提出場所

総合県民局県土整備部企画担当
(阿南、那賀、美波、美馬、三好各庁舎)
東部県土整備局企画総務担当
(徳島、鳴門、吉野川各庁舎)

☆提出書類

申請書類は、県電子入札ホームページよりダウンロードして下さい。
各証明書類に関しては、申請書提出時の直前3ヶ月以内に発行したものとされています。

「測量・建設コンサルタント等業務」

☆資格有効期間

平成24年5月1日から平成26年4月30日まで

☆提出場所

徳島県本庁舎11F 1103 会議室

☆提出書類

一部については中央公契連統一様式で代替可となっています。(待田)

リスマネ委員会

私の提案事例 ～企業の永続的発展のために～

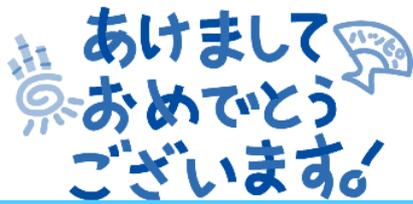
永く事業を続けて行くには後継者問題は必要不可欠です。
社長自身の息子さん、娘さん夫婦などに会社を継いでもらいたいとお考えの方は多いと思います。現社長に万が一のことが起きた場合、後継者の方にスムーズに事業に専念してもらえるよう企業存続のためのリスク対策が必要となります。

私が担当させていただいている企業は、売上は順調ですが、設備投資の為に借入が多く、社長がトップセールスマンであるため、その社長に万が一の事があった場合のダメージが深刻であると予想され、何より後継者の息子さんがまだ学生であるというリスクがありました。

そう言ったリスクに対して私が一番に考えたのは借入金対策です。保障期間は借入期間としましたが、保障額は、返済していくことによって減少していく借入残高に比例して、保障額も逡減していき、経営状況によっては定額の保障へ変更できるものとしました。保障が減るのももちろん保険料も減っていきます。それと合わせて、後継者が独り立ちするまでの当面5年から10年の運転資金や、**遺族のための死亡退職金**対策として定額の保障を組み合わせたものを提案しました。

企業の数だけリスクもあり、その内容は一つとして同じものはありません。その企業のリスクに合わせたオーダーメイドのような保障を提案していくことが、私達の願いである「企業の永続的発展」に繋がるのではないかと考えております。

(井村)



さくら通信を発行してから、早7年がたちました。
今年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきますので、よろしく
お願いいたします。さて、新年1月号ということで、「新年の挨拶・抱負」を掲載しまし
た。ぜひ、ご覧ください。(平野)

税務部 資産税課

資産税課には、昨年2名が新たに配属され、計4名の新体制
で頑張っております。1名は他の課からの配属、もう1名は新
たに入社のフレッシュさんです。

こんな資産税課員の今年の抱負は・・・

「本年は辰年！『辰』は動いて伸びる・整うの意味だそう
です。さらなる上昇を！」(課長)

「優秀な後輩の若さに負けずに頑張りたい！」(S)

「優秀な後輩に面倒をかけないように頑張りたい！」(W)

「仕事をいっぱい覚えたいです！」(H)

今年も、皆様のお役にたてるようしっかり頑張りますので、
どうぞよろしくお願い致します。

総務部 総務課

新年あけましておめでとうございます。

総務課2名は、「1に健康！2に健康！！」という事で、一年
を通して大きな病気のない様過ごしたいと思えます。気持ちは
まだまだ30代いや20代いやいや10代(^_^)

なのにホントは・・・税務部門の課の中では多分平均年齢は
トップクラス(-.-)y°°°

若手はいませんが、「亀の甲より年の功！！！」で今年一年
元気に頑張ります。

税務部 第1課

明けましておめでとうございます。

今年も皆様のおかげで無事に新しい年を迎えることができ
ました。

我々税務部第1課は、ベテランの木下課長を筆頭に男性3名、
女性3名の課となっております。事務所2階入り口付近で仕事
をしていますので、受付・お茶出し等で皆様のお目にかかる機
会も多いかと思われず。爽やかな笑顔と元気一杯の声を武器
に「事務所の顔」として皆様をお出迎えし、また、豊富な知識
と情熱!?を武器に「お客様の応援団」として、精一杯努めて参
りたいと思えます。本年もよろしくお願い致します。

税務部 第2課

新年明けましておめでとうございます。

2課の今年の目標としまして・・・

- ☆ ベルトの穴を一つ短くする (I課長)
- ☆ 健康管理に気を付ける (O課長補佐)
- ☆ 資・・・視力アップ！ (S課長補佐)
- ☆ 2課のムードメーカーになる。(M)
- ☆ 子育て&自身も?!... 育成 (H)
- ☆ 体調管理を心掛ける (I)

以上、男性3名、女性3名の大所帯となってきましたが、
皆で協力し、更に頑張っていきたいと思っておりますので、
本年もよろしくお願い申し上げます。

税務部 第3課

旧年中は課員一同、ひとかたならぬご愛顧に預かり、誠にあり
がとうございました。

課員の異動がありましても、変わらずアラフォー世代な私たち
ですが、気持ちは若く、お客様のお力になれるよう精一杯務め
させていただきます。

本年も宜しくお願い致します。

税務部 第5課

あけましておめでとうございます。

皆様のおかげで、無事に新年を迎えることができました。

事務所内で平均年齢若めの第5課。若さあふれるエネルギーで、
上へ上へと力強く昇っていく今年の干支『たつ』のように飛躍
できる年にしたいと思います！(^ω^)/

皆様のお力になれるように日々精一杯努めてまいりますので、
本年もどうぞよろしくお願い致します。

社会保険部門

あけましておめでとうございます。

社会保険は、明るく元気なチームです。

経験を活かし、より皆様の力となれます様、皆で力を合わせ頑
張ってまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。



弊社では年末年始休暇を12月29日(木)から1月3日(火)

とさせていただきます。年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけする

かと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期
していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合
についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。



さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181